

# 労働保険未手続事業一掃業務 における「事務所等労災」の 手続き勧奨について

---

R8.2.13 茨城労働局総務部労働保険徴収室

(1) 事務所等労災について

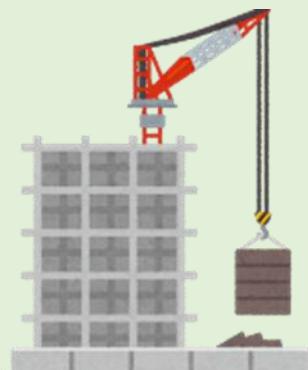
(2) 手続き勧奨について

# （1）事務所等労災について

---

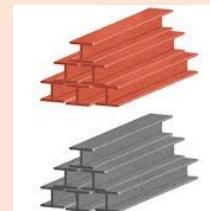
# 「ウチは現場の労災保険に入っているから大丈夫」・・・本当にそうですか？

## カバーされる業務



現場での作業中のケガ  
→現場労災でカバー

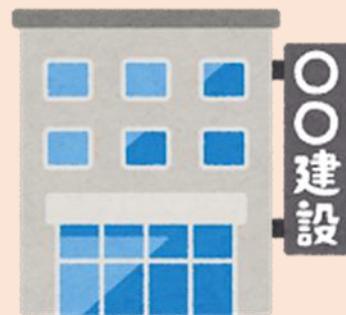
## カバーされない可能性のある業務



資材置場



倉庫



事務所

右のような業務中の事故は現場の労災保険では補償されない可能性があります。  
工事とは関係のない片付けや資材整理中の事故は、未手続の事故として扱われる可能性があります。

# 建設業の労働保険は「3つの柱」成り立っている



有期事業



継続事業



これら3つは、それぞれ独立した保険です。  
会社はすべてを正しくカバーできていますか？

# 「事務所等労災」とは？

特定の工事現場に紐づかない業務（経理、資材置場、営業活動、自社工場での作業など）に従事する労働者を守るために労災保険です。

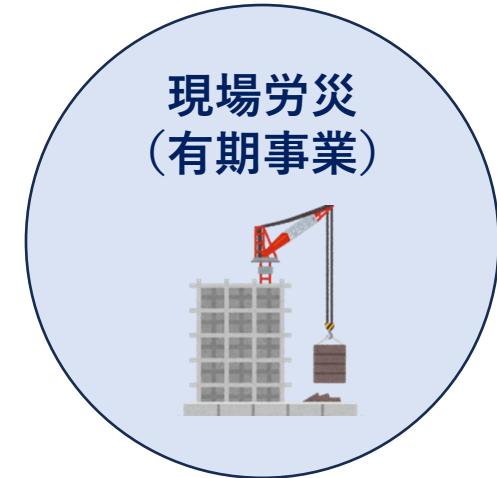
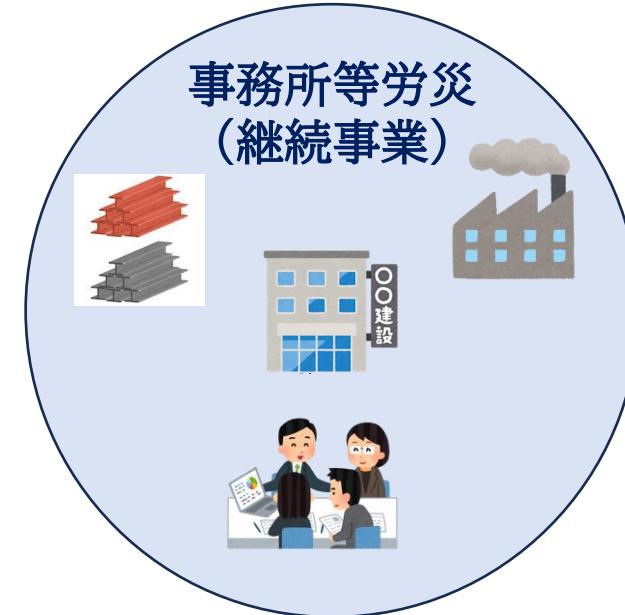
「継続事業」と「有期事業」

## ・事務所等労災（継続事業）：

事業の期間が予定されていない事業（一般的の工場、事務所など）に適用されます。

## ・現場労災（有期事業）：

事業の期間が予定されている事業（建物の建築など）に適用されます。



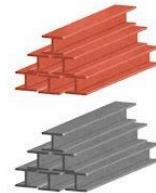
事務所等労災は、現場労災とはまったく別の「継続事業」として扱われ、個別の加入手続きが必要です。

# 勧奨先の会社に「事務所等労災」は必要？

～ 一つでも当てはまれば、加入手続きが必要です ～

- 事務所で働く事務員、経理、営業担当者がいる。
- 現場作業員が、自社の資材置場や倉庫で、特定の工事とは別に、片付けや整理、機材のメンテナンスを行うことがある。
- 見積書作成のために、工事現場とは別に現地調査や顧客との打ち合わせを行うことがある。
- 自社の工場や作業場で、木材加工や製品制作を行うことがある。
- 工期を定めず、自社の事務所や倉庫の修繕を自分たちで行うことがある。

# 具体的にはどんな業務が対象？



## 1. 土場・資材置場での作業

Ex) 型枠・重機・電動工具等のメンテナンス作業。

## 2. 営業・事務作業



Ex) 見積書作成、顧客との打ち合わせ。



## 3. 自社施設の維持管理



Ex) 工期を定めない自社倉庫の修繕、事業として行わない防災対策作業や除雪作業。

## 4. 製造・加工作業

**Point :** 元請工事の業務であっても、自社の工場等で製品を製作・加工する場合、その作業は「事務所等労災」の対象となる場合があります。

# もし未加入のまま労働者の事故が起きたら・・・



労災保険の給付は行われますが、保険給付に要した費用の**全額または一部**を、**事業主から**徴収することがあります。

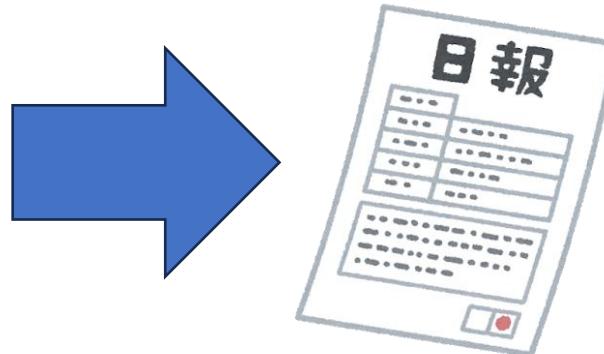
\*また、本来納付すべき保険料として最大2～3年度遡及しての労働保険料及び追徴金が課されることがあります。

**「知らなかった」では済まされないリスクです。**

**正しい手続きがリスクから会社を守ります。**

# 保険料の計算方法：業務時間に応じた計算がカギ

月の総支給額：35万円



総支給額 × (事務所等の業務時間/総労働時間)

= 事務所等労災の対象賃金

$$35\text{万円} \times (16\text{時間}/160\text{時間})$$

$$= 35,000\text{円} \text{ (月)}$$

$$\begin{aligned}\therefore \text{労災保険料} &= \text{年間対象賃金} \times \text{労災保険料率} \\ &= 35,000\text{円} \text{ (月)} \times 12 \text{カ月} \times 3/1000 \\ &= 1,260\text{円}\end{aligned}$$

# 日々の記録が会社を助ける

- 正確な保険料算定のため

根拠資料（業務日報、出勤簿等）がない場合、賃金の全額が事務所等労災の対象と見なされることがあります。

- 労災認定をスムーズにするため

事故発生時に、どちらの労災保険が適用されるかを明確に証明でき、手続きが迅速に進みます。

## ☆法定三帳簿

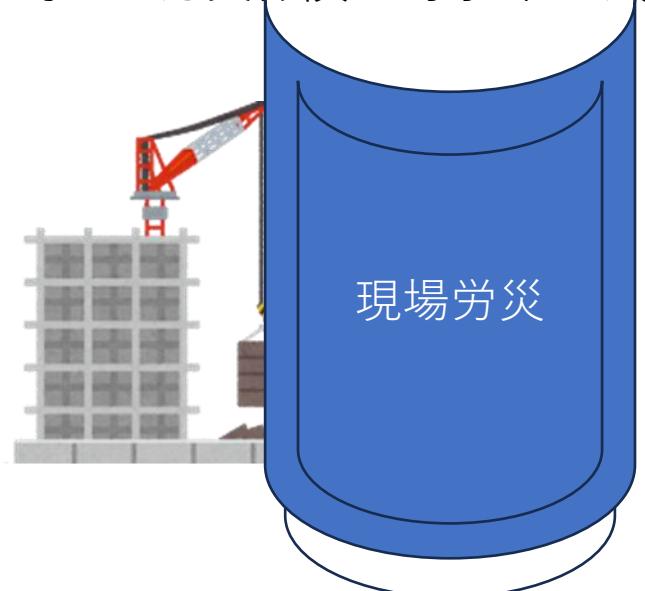
労働者名簿、賃金台帳、出勤簿は作成が法律で義務づけられています。



# 事業主・役員・家族従事者のための特別加入制度

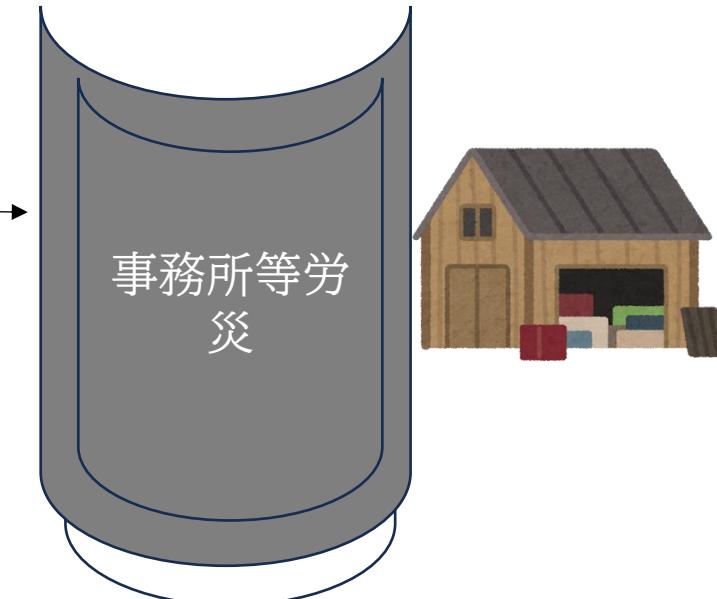
## The Rule :

事業主や役員は、原則として「労働者」ではないため、自動的には労災保険の対象外です。



## The Solution :

「特別加入制度」を利用すれば、業務中の事故で補償が受けられます。



### The Crucial Points:

- ・現場業務と事務所業務の両方で補償を希望される場合は、現場労災と事務所等労災の両方に特別加入する必要があります。
- ・片方だけの加入では、もう一方の業務中の事故は補償されません。

# 年に一度の「年度更新」を忘れずに

- 概算保険料の申告・納付

新年度（4/1-翌3/31）の賃金見込額に基づき保険料を概算で申告・納付します。

毎年4月～

翌年6月1日～7月10日

- 確定保険料の申告・納付

前年度に実際払った賃金総額に基づき、保険料を確定させ、過不足を精算します。



## KEY ACTION：

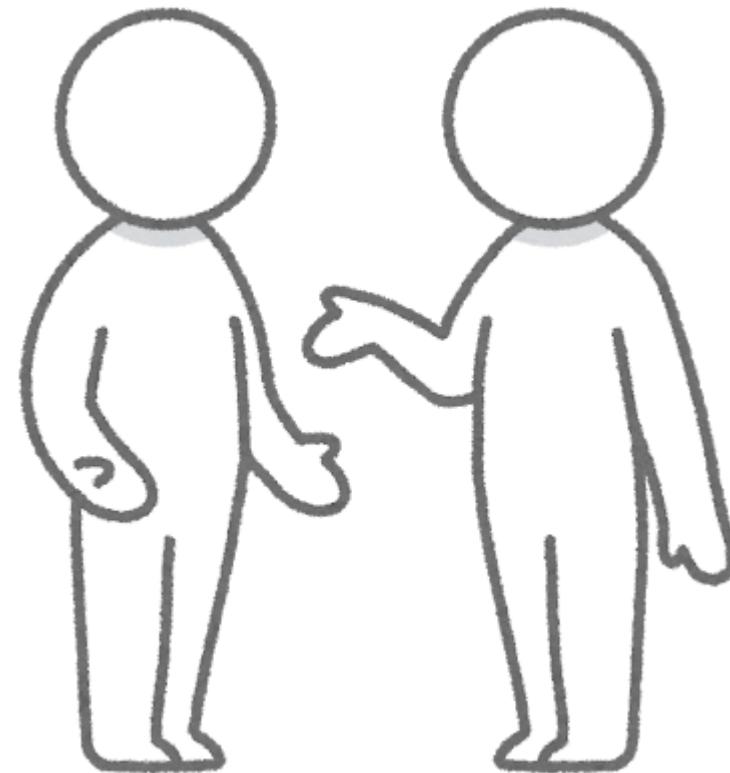
この「年度更新」の際に、「現場労災」「事務所等労災」「雇用保険」の3つを、それぞれ正しく申告する必要があります。

## （2）手続き勧奨について

---

# 私たちの役割は・・・

「事務所等労災」の確認は、会社の事業に潜む“見えないリスク”を共に発見し、すべての従業員が安心して働ける環境を整えること。



# 勧奨先からの「？」に答えましょう

？ 「うちは事務員がいないから事務所等労災は不要ですよね？」

✓ 「いいえ、専任の事務員がいなくとも、現場の従業員の方が少しでも倉庫整理や見積もりのための移動、道具の手入れなどを行えば、その業務が対象となり加入義務が発生します。」

？ 「費用が厳しいのですが・・・」

✓ 「万が一のリスクを考えれば、これは会社の未来を守るための『投資』です。また、保険料は事務所等の業務にあたった時間分の賃金だけで計算しますので、ご想像より負担は少ないかもしれません。」

？ 「元請の保険で全部カバーされるのでは？」

✓ 「実はそこが一番の落とし穴でして、元請の保険はあくまで“その工事現場”が対象です。貴社の倉庫や事務所業務、営業活動などは、貴社自身で備える必要があります。」

# いつから手続きをしたらいいの？

手続き指導にあたり、前年度以前から「事務所等労災」の事業が認められる場合は、遡及成立する必要があります。

判断に迷ったら、労働局の労働保険徴収室や労働基準監督署に  
お問い合わせください。

# ご相談・お問い合わせ

加入手続き・保険給付に関するご相談

(所在地を管轄する) **労働基準監督署**

保険料の申告・納付に関するご相談

茨城労働局労働保険徴収室

または**労働基準監督署**

全国の労働基準監督署の所在地は下記から検索できます。



ご清聴ありがとうございました